

公立大学法人福知山公立大学入学者選抜試験規程

(目的)

第1条 この規程は、福知山公立大学（以下「本学」という。）において実施する入学者選抜試験に関し必要な事項を定める。

(入学者選抜試験の種別)

第2条 本学において実施する入学者選抜試験は、一般入学試験、推薦入学試験、アドミッション・オフィス入学試験、社会人特別選抜入学試験、留学生入学試験及び編入学試験等とする。

(募集要項の作成)

第3条 入学者選抜試験の募集要項については、以下の第4条から第7条に定める全ての事項について、教授会の議を経て学長の決定がなされた後に、速やかに作成し公表することとする。

(募集人員)

第4条 第2条に定める各入学者選抜試験の募集人員は、福知山公立大学学則（以下「学則」という。）第4条第3項に定める入学定員に基づき、入学試験委員会（以下「委員会」という。）が原案を作成の上、教授会の議を経て、学長が決定する。

(出願資格及び出願要件)

第5条 入学者選抜試験を受験しようとする者は、各入学者選抜試験に定められた出願資格及び出願要件の満たす者とする。

2 第2条で定める留学生入学試験及び編入学試験を除く各入学者選抜試験の出願資格は、学則第16条に定める要件を満たす者であること、又は当該年度末までに同条に定める要件を満たす見込みの者であることとする。

3 留学生入学試験の出願資格は、日本国籍を有しない者で、学則第16条に定める要件を満たす者であること、又は当該年度末までに同条に定める要件を満たす見込みの者であることとする。

4 編入学試験の出願資格は、福知山公立大学編入学規程第3条に定める要件を満たす者であること、又は当該年度末までに同条に定める要件を満たす見込みの者であることとする。

5 各入学者選抜試験の出願要件は、委員会で原案を作成の上、教授会の議を経て学長が決定する。

(出願日程及び選抜実施日)

第6条 各入学者選抜試験の出願受付期間及び選抜試験実施日等は、文部科学省通知に基づき、委員会で原案を作成の上、教授会の議を経て学長が決定する。

2 本学への受験を希望する者は、各入学者選抜試験の定める出願受付期間内に、検定手数料に加え、出願書類を学長まで提出しなければならない。

(内容及び評価)

第7条 入学者選抜試験の内容及び配点等については、委員会で原案を作成の上、教授会の議を経て学長が決定する。

2 入学者選抜試験の評価方法は、当該年度に行われる各入学者選抜試験の結果による総合評価とする。

(合否判定)

第8条 入学者選抜試験の合否判定については、委員会で原案を作成の後、教授会の議を経て学長が決定する。

(規程の改廃)

第9条 この規定の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月16日から施行する。